



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の指定（福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の名称の変更の届出（福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の所在地の変更の届出（福祉政策課）…………… 2
- 土地改良区の解散（村づくり計画課）…………… 2
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）…………… 2
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）…………… 2
- 県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課）…………… 2

公 告

- 予算の公表（財政課）…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 3

訓 令

- 沖縄県防犯対策推進本部設置要綱を廃止する訓令（警察本部生活安全企画課）…………… 3

公安委員会事項

- 道路交通法による指定講習機関の指定 …………… 4

人事委員会事項

- 沖縄県職員採用試験の実施 …………… 4
- 沖縄県・警視庁・千葉県警察官（男性）採用共同試験、沖縄県警察官（女性）及び沖縄県警察官（武道指導）採用試験の実施 …………… 10
- 身体障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験の実施 …………… 16

告 示

沖縄県告示第238号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成26年 4月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	指定年月日
はり・灸マッサージ治療院長生堂（渡久地トミ子）	うるま市宇昆布1840番地74	平成26年 3月 6日

沖縄県告示第239号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年 4月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

名称の変更

指定施術機関の名称 (施術者の氏名)	指定施術機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
シーサー堂整骨院（赤嶺里江）	糸満市字真栄里1513番地1	糸満整骨院	シーサー堂整骨院	平成26年2月21日

沖縄県告示第240号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年 4月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

所在地の変更

指定施術機関の名称 (施術者の氏名)	指定施術機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
ながみね整骨院（長嶺紀弘）	糸満市字阿波根1551番地10 102	糸満市字潮平580番地3	糸満市字阿波根1551番地10 102	平成25年9月2日

沖縄県告示第241号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、次のとおり土地改良区が解散した。

平成26年 4月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良区の名称 久志土地改良区
- 2 解散認可年月日 平成26年3月24日

沖縄県告示第242号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年 4月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除予定保安林の所在場所 国頭郡国頭村字辺土名帆屋原2142番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 トイレ及びシャワー施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第243号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成22年沖縄県告示第236号で同意の認定をした読谷加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成26年 4月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第244号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成26年4月11日

沖縄県文化観光スポーツ部長 湧 川 盛 順

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者
文化の杜共同企業体
代表者 那覇市久茂地2丁目2番2号 株式会社沖縄文化の杜
那覇市久茂地2丁目2番2号 株式会社沖縄タイムス社
浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業
- 3 観覧料を承認した期間 平成26年5月20日から同年6月22日まで
- 4 観覧料の額
企画展の名称 麗しき琉球の美—鎌倉芳太郎が発見した“美”—

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	800円	640円
	大学生及び高校生	500円	400円
	中学生及び小学生	300円	240円

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成26年3月28日県議会の議決を経た平成26年度沖縄県一般会計予算、平成26年度沖縄県特別会計予算及び平成26年度沖縄県企業会計予算の要領を別冊のとおり公表する。

平成26年4月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年4月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年3月12日 沖縄県指令土第275号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平343番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市繁多川1丁目13番70号ガーデンヒルA301 仲里保
- 5 検査済証番号 平成26年4月2日 第4102号
- 6 工事完了年月日 平成26年3月10日

訓 令

沖縄県訓令第97号

沖縄県教育委員会教育長訓令第16号

沖縄県警察本部訓令第19号

知 事 部 局
教 育 庁
警 察 本 部

沖縄県防犯対策推進本部設置要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成26年 4月11日

沖 縄 県 知 事 仲 井 眞 弘 多
沖縄県教育委員会教育長 諸 見 里 明
沖 縄 県 警 察 本 部 長 笠 原 俊 彦

沖縄県防犯対策推進本部設置要綱を廃止する訓令

沖縄県防犯対策推進本部設置要綱（昭和54年沖縄県訓令第38号・沖縄県教育委員会教育長訓令第4号・沖縄県警察本部訓令第20号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成26年 4月11日から施行する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第33号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により次の者を指定講習機関に指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年 4月11日

沖縄県公安委員会

指定講習機関の名称	有限会社今帰仁自動車学校
所在地	国頭郡今帰仁村字仲宗根977番地
代表者	玉城文雄
講習の種類	道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習
指定年月日	平成26年 3月20日

人事委員会事項

沖縄県職員採用試験を次のとおり行います。

平成26年 4月11日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

1 試験区分、採用予定数及び職務内容

種類	試験区分	採用予定数	職務内容
	行政 I	63名程度	知事部局、教育委員会、企業局等の本庁、出先機関等において、一般行政事務に従事します。
	心 理	若干名	
	社 会 福 祉	若干名	
	電 気	若干名	
	機 械	若干名	
	土 木	32名程度	

上 級	建 築	若干名	知事部局、企業局等の本庁、出先機関等において、それぞれの職種に応じた専門的職務に従事します。
	化 学	若干名	
	農 業	若干名	
	農 業 土 木	25名程度	
	農 芸 化 学	若干名	
	畜 産	若干名	
	林 業	若干名	
	水 産	若干名	
	病 院 事 務	若干名	病院事業局の県立病院等において、病院経営事務に従事します。
警 察 事 務	若干名	警察本部、警察署等において、一般事務、指紋等鑑定業務、犯罪状況分析事務等に従事します。なお、当直や交替制の勤務を伴うことがあります。	
中 級	県立学校事務Ⅰ	若干名	県立学校において、学校事務に従事します。
	県立学校事務Ⅱ	若干名	県立学校において、学校図書館事務や学校事務に従事します。
	市 町 村 立 学 校 事 務	若干名	県内の公立小学校及び中学校において、学校事務に従事します。
初 級	一 般 事 務	10名程度	知事部局等において、一般行政事務に従事します。
	土 木	若干名	知事部局において、土木に係る専門的職務に従事します。
	農 業 土 木	若干名	知事部局において、農業土木に係る専門的職務に従事します。
	警 察 事 務	若干名	上級「警察事務」と同じ。

注1 受験申込みは、一種類につき一試験区分に限ります。ただし、「中級」と「初級」の重複申込みはできません。

- 試験区分「行政Ⅰ」及び「一般事務」については、点字による受験もできます。点字受験を希望する方は、試験地及び試験時間が一部異なるので、受験申込み前に必ず人事委員会事務局までお問い合わせください。
- 「行政Ⅰ」、「一般事務」及び「警察事務」については、拡大文字による受験もできます。拡大文字による受験を希望する方は、受験申込み前に必ず人事委員会事務局までお問い合わせください。
- 採用予定数については、変更になる場合があります。
- 試験区分「市町村立学校事務」で採用された方は、沖縄県教育委員会が任命権を持ち、給与を支給しますが、身分は市町村立学校の属する市町村職員となり、県内市町村立の小学校及び中学校での勤務となります。

2 受験資格

(1) 年齢及び資格

種類	試験区分	要件
上 級	全 試 験 区 分	次のいずれかに該当する者 1 昭和60年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者(学歴不問) 2 平成5年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者

年 齢			又は平成27年3月までに大学を卒業する見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）
	中 級	全 試 験 区 分	昭和62年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者（学歴不問）
	初 級	全 試 験 区 分	平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者。ただし、大学における在学期間が2年を超える者は除く。
資 格	上 級	社 会 福 祉	次のいずれかに該当する者 1 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）による社会福祉士の資格を有する者 2 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者又は平成27年3月までに当該任用資格を取得する見込みの者
	中 級	県立学校事務Ⅱ	図書館法（昭和25年法律第118号）第5条第1項に規定する司書となる資格を有する者又は平成27年3月までに当該資格を取得する見込みの者

注 大学とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）をいう。

(2) 国籍条項 日本の国籍を有しない者も受験できます（「警察事務」を除く。）。ただし、日本の国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わることはできないとする公務員に関する基本原則に基づき任用されます。また、採用に当たっては、「就職が制限されない在留資格」であることが必要です。

(3) 欠格事項 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 沖縄県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時及び場所

試 験	種 類	日 時	試 験 地
第1次試験	上 級	6月22日（日曜日） 9時00分から15時30分まで	宜野湾市 浦添市 西原町 読谷村 宮古島市 石垣市
	中 級	9月28日（日曜日） 9時00分から15時30分まで	沖縄市 浦添市 与那原町 宮古島市 石垣市
	初 級	9月28日（日曜日） 9時00分から12時00分まで（一般事務、警察事務） 9時00分から15時30分まで（土木、農業土木）	名護市 沖縄市 那覇市 宮古島市 石垣市
第2次試験	上 級	7月下旬から8月下旬を予定していますが、試験の日時、試験会場等については、第1次試験合格者に直接通知します。	
	中 級 初 級	10月下旬から11月中旬を予定していますが、試験の日時、試験会場等については、第1次試験合格者に直接通知します。	

注 第1次試験の試験地は、申込み後変更する場合がありますので、試験地及び試験会場は受験申込後に沖縄県人事委員会から交付される受験票で確認してください。

4 試験の方法、配点等

試験は、第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験合格者について行います。

種 類	試 験	試験種目 (配点)	内 容
上 級	第1次試験	教養試験 (100)	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式(50問)による大学卒業程度の筆記試験を行います。(2時間30分)
		専門試験 (100)	各試験区分に必要な専門的知識、能力等についての択一式(40問)による大学卒業程度の筆記試験を行います。(2時間)
	第2次試験	口述試験 個別面接 (120)	主として人物について個別面接による試験を行います。なお、個別面接の参考とするため適性検査を行います。
		口述試験 集団討論 (30)	病院事務及び警察事務を除く試験区分については、集団討論を個別面接と併せて実施します。
		論文試験 (60)	思考力、総合的判断力、文章構成力及び表現力についての筆記試験(1000字以内)を行います。(2時間)
	資格調査	受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について調査します。	
中 級	第1次試験	教養試験 (100)	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式(50問)による短期大学卒業程度の筆記試験を行います。(2時間30分)
		専門試験 (100)	各試験区分に必要な専門的知識、能力等についての択一式(40問)による短期大学卒業程度の筆記試験を行います。(2時間)
	第2次試験	口述試験 (120)	主として人物について個別面接による試験を行います。なお、個別面接の参考とするため適性検査を行います。
		論文試験 (60)	思考力、総合的判断力、文章構成力及び表現力についての筆記試験(1000字以内)を行います。(2時間)
	資格調査	受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について調査します。	
初 級	第1次試験	教養試験(全 試験区分) (100)	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式(50問)による高等学校卒業程度の筆記試験を行います。(2時間30分)
		専門試験(土 木、農業土 木) (100)	各試験区分に必要な専門的知識、能力等についての択一式(40問)による高等学校卒業程度の筆記試験を行います。(2時間)
	第2次試験	口述試験 一般事務、 警察事務 (60) 土木、農業 土木 (120)	主として人物について個別面接による試験を行います。なお、個別面接の参考とするため適性検査を行います。
		作文試験 一般事務、 警察事務 (30) 土木、農業 土木 (60)	思考力、文章構成力及び表現力についての筆記試験(600字以内)を行います。(1時間)
		資格調査	受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について調査します。

注1 第1次試験における教養試験及び専門試験の得点は次の方法を用いて算出します。その結果、前述

の配点を超える場合があります。

【得点の算出法】

$$\text{得点 (標準点)} = \frac{\text{各受験者の粗点 (正解数)} - \text{各試験区分ごとの粗点の平均点}}{\text{各試験区分ごとの粗点の標準偏差}} \times 10 + 50$$

- 2 各試験種目には一定の基準があり、1つでも基準を満たさない試験種目がある場合は不合格となります。
- 3 所定の試験種目をすべて受験した場合に有効に受験したものとし、棄権した試験種目が1つでもある場合は、他の試験種目についても採点を行いません。

5 受験手続

(1) 受験申込書の入手方法

直接受け取る方法	沖縄県人事委員会事務局 [〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 県庁行政棟2階] [電話番号(098)866-2545] 名護県税事務所 [〒905-0015 名護市大南1-13-11 沖縄県北部合同庁舎1階] [電話番号(0980)52-2834] コザ県税事務所 [〒904-2155 沖縄市美原1-6-34 沖縄県中部合同庁舎1階] [電話番号(098)894-6500] 宮古事務所総務課 [〒906-0012 宮古島市平良西里1125 沖縄県宮古合同庁舎2階] [電話番号(0980)72-2551] 八重山事務所総務課 [〒907-0002 石垣市真栄里438-1 沖縄県八重山合同庁舎2階] [電話番号(0980)82-3040] 沖縄県東京事務所 [〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館10階] [電話番号(03)5212-9087] 沖縄県大阪事務所 [〒530-0001 大阪市北区梅田1-1-3-2100 大阪駅前第3ビル21階] [電話番号(06)6344-6828] 沖縄県名古屋情報センター [〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-1 中部日本ビルディング4階] [電話番号(052)263-3618]
ダウンロードで入手する方法	沖縄県ホームページ (http://www.pref.okinawa.jp/) から受験申込書の様式をダウンロードすることができます。同ホームページの各種委員会等の欄から人事委員会を選択してください。なお、ダウンロード(印刷)がうまくできない場合は、直接受け取る方法によるか、又は郵便で入手する方法により受験申込書を請求してください。
郵便で入手する方法	郵便で請求する場合は、沖縄県人事委員会事務局あての封筒の表に「上級、中級又は初級試験受験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角形2号241mm×335mm)を同封して送ってください。なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮してください。

(2) 窓口又は郵送による受付期間、申込方法等

	上 級	中 級 ・ 初 級
試験案内等配布開始日	4月21日(月曜日)	7月7日(月曜日)
受 付 期 間	5月7日(水曜日)から5月20日(火曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)	7月22日(火曜日)から8月4日(月曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
受 付 時 間	9時から17時15分まで	
申 込 先	沖縄県人事委員会事務局[〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2]	
申 込 方 法	○受験申込書及び受験票に必要な事項を記入し、申込み前3か月以内に撮影した写真(タテ約4.0cm・ヨコ約3.0cm)と52円切手を所定のところに貼って沖縄県人事委員会事務局に提出してください。 ○郵便で申し込む場合には、上記申込先あての封筒(角形2号241mm×335mm)の表に「上級試験受験申込書在中」、「中級試験受験申込書在中」又は「初級試験受験申込書在中」と朱書きし、受験申込書及び受験票を折り曲げずに同封して、必ず簡易書留郵便で送ってください。なお、郵送の場合は、受付期間最終日までの消印のあるものに限り受け付けます。 ○次の試験種類及び試験区分で申し込む場合は、証明書等を受験申込書	

	<p>と併せて提出（同封）してください。なお、受付期限までに提出（同封）できない場合は、沖縄県人事委員会事務局まで連絡してください。</p> <p>上級「社会福祉」の社会福祉士資格：社会福祉士登録証の写し 中級「県立学校事務Ⅱ」：司書となる資格を取得したこと又は取得する見込みであることを証明する書類</p> <p>○車椅子での受験など特別の対応を必要とする方は、申込書の余白にその旨記入してください。</p> <p>○点字又は拡大文字での受験を希望する方は、申込書の余白にその旨記入してください。</p>
受 験 票 の 交 付	<p>受験資格審査等の結果、申込書を受理したときは上級試験については6月中旬に、中級・初級試験については9月中旬に受験票を郵送します。試験日の6日前（月曜日）までに受験票が到着しないときは、沖縄県人事委員会事務局（電話番号098-866-2545）に連絡してください。</p>

注 申込み後は、申込みをした試験区分、第1次試験地の変更は認めません。

(3) インターネットによる受付期間、申込方法等

	上 級	中 級 ・ 初 級
受 付 期 間	5月7日（水曜日）から5月16日（金曜日）まで	7月22日（火曜日）から7月31日（木曜日）まで
受 付 時 間	24時間（但し、受付期間初日は9時から）	
申 込 方 法	<p>○沖縄県人事委員会事務局ホームページ「沖縄県職員採用試験のお知らせ」（下記URL）へアクセスし、「電子申請の操作手順」の指示に従って申込みをしてください。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/jinji_i/8481.html</p> <p>○【電子申請（インターネットによる申込）を利用する際の注意事項】 電子申請による受験申込みは、大きく分けて次の3つの手続きを踏む必要があります。</p> <p>①電子申請を利用するための登録（利用者IDの取得、パスワードの設定） ②取得した利用者IDによる受験申込 ③人事委員会が発行する「受験票」の取得</p> <p>○①は、県庁の電子申請サービスを利用するための手続きであり、②の受験申込手続ではないので注意してください。 仮に①の手続きで終了し、②の手続きを行わなかった場合、「人事委員会に対して受験申込みはされていない」状況となり、受験できませんので、よく注意してください。</p> <p>○車椅子での受験など特別の対応を必要とする方は、受験申込み前に必ず人事委員会事務局までお問い合わせください。</p> <p>○点字又は拡大文字での受験を希望する方は、受験申込み前に必ず人事委員会事務局までお問い合わせください。</p>	
受 験 票 の 発 行	<p>受験資格審査の結果、申込内容に不備がなければ、上級試験については6月中旬に、中級及び初級試験については9月中旬に受験票発行通知メールを登録されたメールアドレス宛に送信します。受験票発行通知メールに記載されているアドレスからログインし、受験票を印刷してください。試験日の6日前（月曜日）までに受験票発行通知メールが到着しないときは、沖縄県人事委員会事務局（電話番号098-866-2545）に連絡してください。</p>	
注 意 事 項	<p>○沖縄県人事委員会事務局ホームページから申込画面にアクセスできません。「電子申請の操作手順」を確認の上で手続をしてください。</p> <p>○予期せぬシステムトラブルについての責任は一切負いません。</p> <p>○取得した利用者IDによる受験申込終了後、登録されたメールアドレス宛に受信確認メール（利用者情報登録メールではありません。）が送信されますので、よく確認してください。</p> <p>○印刷した受験票（A4サイズ）は「本人控え」「提出用」に分かれていますので、キリトリ線に沿って切ってください。試験当日は両方忘れずに持参してください。</p>	

○受験票「提出用」に顔写真（申込み前3か月以内に撮影。タテ4cm・ヨコ3cm程度）を貼付してください。試験当日、受験票に顔写真が貼られていない場合は受験を認めませんので注意してください。
 ※ 「社会福祉士」について、社会福祉士登録証の写しを提出する場合は、窓口又は郵送により申込みをしてください。

6 合格者の発表

	発表期日		方 法
	上級	中・初級	
第1次試験合格者	7月11日 (金曜日)	10月10日 (金曜日)	沖縄県人事委員会事務局の掲示板に掲示するほか、 沖縄県ホームページ (http://www.pref.okinawa.jp/) に掲載します。また、合格者に通知します。
最終合格者	9月中旬	11月下旬	

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載されます。各任命権者は人事委員会から成績順に提示された名簿の中から採用者を決定します。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿の確定日から原則1年です。
- (3) 採用は原則として平成27年4月1日以降ですが、それより前に採用されることもあります。
- (4) 最終合格者の数は、年間の採用予定数と採用を辞退する者等の数を考慮して決定しますので、合格しても採用されないこともあります。
- (5) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。

8 給与等

初任給は、平成26年4月1日現在、下表のとおりで、経歴その他に応じてこの額以上になります。ほかに扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

種 類	初 任 給
上 級	172,200円（研究職185,100円）
中 級	152,800円
初 級	140,100円

9 その他

各試験の詳細は、別に試験案内を配布します。

沖縄県・警視庁・千葉県警察官（男性）採用共同試験、沖縄県警察官（女性）及び沖縄県警察官（武道指導）採用試験を次のとおり行います。

平成26年4月11日

沖縄県人事委員会
委員長 玉 城 健

1 試験区分、採用予定数及び職務内容

試験区分	都 県 名	採用予定数	職 務 内 容
警察官A（男性）	沖 縄 県	39名程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防・鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序維持の任務に従事します。
	警視庁（東京都）	3名	
	千 葉 県	3名	
警察官A（女性）	沖 縄 県	若干名	
警察官A（武道指導）	沖 縄 県	若干名	

警察官B（男性）	沖 縄 県	27名程度
	警視庁（東京都）	2名
	千 葉 県	2名
警察官B（女性）	沖 縄 県	若干名
警察官B（武道指導）	沖 縄 県	若干名

注 採用予定数については、変更になる場合があります。

2 受験資格

(1) 年齢及び学歴

	都県名	年 齢	学 歴
警察官A	沖縄県	昭和60年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者	1 大学を卒業した者又は平成27年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 沖縄県、警視庁又は千葉県が1に掲げる者と同等の資格があると認める者
	警視庁	昭和59年7月15日から平成5年4月1日までに生まれた男性	
	千葉県	昭和56年4月2日以降に生まれた男性	
警察官B	沖縄県	昭和60年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者	上記に掲げる者以外の者
	警視庁	昭和59年10月21日から平成9年4月1日までに生まれた男性	
	千葉県	昭和59年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた男性	

注1 大学とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）をいう。

2 「高度専門士」の称号を取得又は平成27年3月までに取得する見込みの者、職業能力開発大学校応用課程等を卒業又は平成27年3月までに卒業する見込みの者は、警察官Aの受験資格となります。警察官Bでの受験はできませんのでご注意ください（詳細は沖縄県人事委員会事務局までお問い合わせください。）。

(2) 「武道指導」区分を受験する者は、上記の受験資格のほかに次の条件が必要となります。

警察官A	ア 柔道又は剣道の段位が申込日現在において3段以上の者 イ 全日本柔道連盟、全日本剣道連盟若しくはこれに加入する団体が主催して行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会において、優秀な成績をあげた者
警察官B	ア 柔道又は剣道の段位が申込日現在において2段以上の者 イ 全日本柔道連盟、全日本剣道連盟若しくはこれに加入する団体が主催して行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会において、優秀な成績をあげた者

(3) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次の事項に該当する者
 - (ア) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (ウ) 志望する都県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時及び場所

試 験	試験種目	日	時	試 験 地
-----	------	---	---	-------

警察官 A	第 1 次 試 験	体力検査 I	7月12日（土曜日）	沖縄市
		教養試験	7月13日（日曜日） 9時00分から12時00分まで	宜野湾市 那覇市
	受験票の発送及び第1次試験合格通知は、沖縄県人事委員会から行います。			
	第 2 次 試 験	8月上旬から8月下旬を予定していますが、試験の日時、試験会場等については、沖縄県警察本部から第1次試験合格者に直接通知します。		
警察官 B	第 1 次 試 験	体力検査 I	10月18日（土曜日）	沖縄市 宮古島市 石垣市
		教養試験	10月19日（日曜日） 9時00分から12時00分まで	名護市 宜野湾市 那覇市 宮古島市 石垣市
	受験票の発送及び第1次試験合格通知は、沖縄県人事委員会から行います。			
	第 2 次 試 験	11月中旬から12月上旬を予定していますが、試験の日時、試験会場等については、沖縄県警察本部から第1次試験合格者に直接通知します。		

注 1 第1次試験の試験地は、申込み後変更する場合がありますので、試験地及び試験会場は受験申込後に沖縄県人事委員会から交付される受験票で確認してください。なお、体力検査 I の開始時刻は、受験票でお知らせします。

2 警視庁又は千葉県を第1志望とする受験者並びに「武道指導」区分の受験者は、第1次試験の体力検査 I は実施しません。

3 警視庁又は千葉県の第2次試験の日程等は、警視庁等から第1次試験合格者に直接通知されます。

4 試験の方法、配点等

(1) 試験は、第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験合格者について行います。

試 験	試験種目 (配点)	内 容	
		警察官 A	警察官 B
第 1 次 試 験	体力検査 I	職務遂行に必要な持久力についての検査（20mシャトルラン）を行います。	
	教養試験 (100)	警察官として必要な一般的な知識及び知能についての択一式（50問）による大学卒業程度の筆記試験を行います。（2時間30分）	警察官として必要な一般的な知識及び知能についての択一式（50問）による高校卒業程度の筆記試験を行います。（2時間30分）
第 2 次 試 験 (沖縄県のみ)	論作文試験 (30)	思考力、総合的判断力、文章構成力及び表現力についての筆記試験（1000字以内）を行います。（2時間）	思考力、文章構成力及び表現力についての筆記試験（600字以内）を行います。（1時間）
	口述試験 (60)	主として人物についての個別面接による試験を行います。なお、個別面接の参考とするため適性検査を行います。	
	身体検査	胸部疾患、伝染性疾患、聴力、視力、色覚等について、医療機関において検査した身体検査書の提出を求め、これにより判定します。	
	身体測定	職務遂行上必要な身体的条件を有しているか測定します。	
	体力検査 II	職務遂行に必要な筋力及び俊敏性についての検査（腕立て伏せ・反復横跳び・上体起こし・握力）を行います。	
	資格加点 (6)	「武道指導」区分以外について、「4(3) 資格加点について」に掲げる資格等を有する場合には、一定点を加点します。	
武道検査 (100)	「武道指導」区分について、柔道又は剣道の実技試験を行います。		
資 格 調 査	受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について調査します。		

注1 試験種目、配点等は沖縄県のもので、都県により異なる場合がありますので、詳細は各都県にお問い合わせください。

2 沖縄県を志望する者で体力検査Ⅰを受験しない者は、沖縄県の第1次試験を棄権したものと取り扱います。

3 第1次試験における教養試験の得点は次の方法を用いて算出します。その結果、前述の配点を超える場合があります。

【得点の算出方法】

$$\text{得点(標準点)} = \frac{\text{各受験者の粗点(正解数)} - \text{各試験区分ごとの粗点の平均点}}{\text{各試験区分ごとの粗点の標準偏差}} \times 10 + 50$$

4 各試験種目には一定の基準があり、1つでも基準を満たさない試験種目がある場合は不合格となります(資格加点を除く。)

(2) 体力検査、身体測定及び身体検査の基準

試験種目	検査種目 (検査項目)	合 格 基 準	
		男性・武道指導(男性)	女性・武道指導(女性)
体力検査Ⅰ	20mシャトルラン	60回	35回
体力検査Ⅱ	腕立て伏せ	30回(2秒に1回)	10回(2秒に1回)
	反復横跳び	20秒間で50回以上	20秒間で40回以上
	上体起こし	30秒間で25回以上	30秒間で15回以上
	握 力	左右平均45kg以上	左右平均25kg以上
身体測定	身 長	おおむね160cm以上であること。	おおむね154cm以上であること。
	体 重	おおむね47kg以上であること。	おおむね45kg以上であること。
	胸 囲	おおむね78cm以上であること。	問いません。
	そ の 他	身体の高機能機能が健全であること。	
身体検査	聴 力	正常であること。	
	視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
	色 覚	職務に支障がないこと。	

注1 体力検査Ⅰは「武道指導」区分を除く。

2 体力検査Ⅱでは、4種目のうち2種目以上が基準に達している場合に合格となります。

3 警視庁及び千葉県身体基準は次のとおりです。詳細は各都県にお問い合わせください。

都 県 名	身 長	体 重	胸 囲	視 力	色 覚	聴 力	その他
警 視 庁 (東京都)	おおむね 160cm以上 であるこ と。	おおむね 48kg以上 であるこ と。	/	裸眼視力が両眼とも 0.6以上、又は矯正 視力が両眼とも1.0 以上であること。	警察官としての職務 執行に支障がないこ と。	/	身体の高機能機能が警察官と しての職務遂行に支障がない こと。
千 葉 県	おおむね 160cm以上 であるこ と。	おおむね 47kg以上 であるこ と。	おおむね 78cm以上 であるこ と。	両眼とも裸眼視力が 0.6以上であるこ と。又は両眼とも矯 正視力が1.0以上で あること。	職務遂行上 支障がない こと。	/	職務遂行上支 障がないこ と。

(3) 資格加点について

沖縄県警察官A又は沖縄県警察官B採用試験を受験する者で、次のいずれか1つの資格等を有し、かつ証明書類等の原本により資格等を証明できるものは、加点対象となります。

区 分		資 格 等
語 学	英 語	①実用英語技能検定（英検） 2級以上 ②TOEIC 470点以上 ③TOEFL PBT：460点以上、iBT：48点以上 ④国際連合公用英語検定（国連英検） C級以上
	中国語	①中国語検定 3級以上 ②漢語水平考試 3級以上 ③中国語コミュニケーション能力検定（TECC） 400点以上
	韓国語	①ハングル能力検定 準2級以上 ②韓国語能力試験 4級以上
簿 記		①日商簿記検定 2級以上 ②全経簿記能力検定 1級以上
情報処理		情報処理技術者試験により取得した経済産業省管轄の国家資格
武 道	柔道	講道館が認定する初段以上
	剣道	全日本剣道連盟が認定する初段以上
	空手	全日本空手道連盟に加盟する団体又は沖縄空手の各流派（少林流系、小林流系、松林流系、少林寺流系、剛柔流系、上地流系）が認定する初段以上

注1 資格等は、第1次試験合格発表日までに当該資格等を取得済みのものに限ります。ただし、語学については、第1次試験合格発表日から遡って3年以内に取得したのものに限り有効とします。

- 2 証明書類の提出方法等は、第1次試験合格通知でお知らせします。
- 3 複数の資格等を有していても加点は6点とします。

5 受験手続

(1) 受験申込書の入手方法

直接受け取る方法	沖縄県警察本部警務課人事係及び沖縄県内各警察署に受験申込書を置いてありますので、直接お受け取りください。
ダウンロードで入手する方法	沖縄県ホームページ (http://www.pref.okinawa.jp/) から受験申込書の様式をダウンロードすることができます。同ホームページの各種委員会等の欄から人事委員会を選択してください。なお、ダウンロード（印刷）がうまくできない場合は、直接受け取る方法によるか、又は郵便で入手する方法により受験申込書を請求してください。
郵便で入手する方法	郵便で請求する場合は、沖縄県警察本部警務課人事係あての封筒の表に「警察官A又は警察官B採用試験受験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号241mm×335mm）を同封して送ってください。なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮してください。

(2) 受付期間、申込方法等

	警 察 官 A	警 察 官 B
試験案内等配布開始日	4月21日（月曜日）	7月7日（月曜日）
受 付 期 間	5月7日（水曜日）から5月20日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	7月22日（火曜日）から8月4日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
受 付 時 間	9時30分から18時15分まで	
受 験 票 の 交 付	受験資格審査等の結果、申込書を受理したときは警察官A採用試験については7月上旬に、警察官B採用試験については10月上旬に受験票を郵送します。試験日の5日前（月曜日）までに受験票が到着しないときは、沖縄県人事委員会事務局（電話番号098-866-2545）に連絡してくだ	

申 込 先	さい。 沖縄県警察本部警務課人事係[〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1-2-2] 及び沖縄県内各警察署
申 込 方 法	○受験申込書及び受験票に必要な事項を記入し、申込み前3か月以内に撮影した写真(タテ約4.0cm・ヨコ約3.0cm)と52円切手を所定のところに貼って沖縄県警察本部警務課人事係又は沖縄県内各警察署に提出してください。 ○郵便で申し込む場合には、沖縄県警察本部警務課人事係あての封筒(角形2号241mm×335mm)の表に「警察官A採用試験受験申込書在中」又は「警察官B採用試験受験申込書在中」と朱書きし、受験申込書及び受験票を折り曲げに同封して、必ず簡易書留郵便で送ってください。なお、郵送の場合は、受付期間最終日までの消印のあるものに限って受け付けます。 ○「警察官A(武道指導)」又は「警察官B(武道指導)」で申し込む場合は、2(2)の条件が必要になりますので、以下の証明書等を受験申込書とあわせて提出(同封)してください。 警察官A(武道指導)：3段以上を証明する書類の写し及び競技会において優秀な成績をあげたことを証明する書類の写し 警察官B(武道指導)：2段以上を証明する書類の写し及び競技会において優秀な成績をあげたことを証明する書類の写し

- 注1 警察官Bについては、申込み後、第1次試験地の変更は認めません。
2 申込は窓口又は郵送のみになります。インターネットによる申込は出来ません。

6 合格者の発表

	発 表 期 日		方 法
	警察官A	警察官B	
第1次試験合格者	7月25日 (金曜日)	10月31日 (金曜日)	沖縄県人事委員会事務局、沖縄県警察本部及び県内各警察署の掲示板に掲示するほか、沖縄県ホームページ(http://www.pref.okinawa.jp/)に掲載します。また、合格者に通知します。
最終合格者	9月上旬	12月中旬	

注 警視庁又は千葉県の場合は、後日、警視庁又は千葉県人事委員会から通知があります。

7 合格から採用まで

- 最終合格者は、試験区分ごとに作成される警察官採用候補者名簿に登載されます。警察本部長は人事委員会から成績順に提示された名簿の中から採用者を決定します。
- 採用候補者名簿の有効期間は、名簿の確定日から原則1年です。
- 採用は、原則として平成27年4月1日以降ですが、警察官Aについては、既卒者の場合、平成26年10月1日付けで採用される場合もあります。
- 最終合格者の数は、年間の採用予定数と採用を辞退する者等の数を考慮して決定しますので、合格しても採用されないこともあります。
- 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。
- 警察官Aの最終合格者は、採用後、警察学校に入校し6か月間初任科の教養訓練を受けた後、警察官Bの最終合格者は、採用後、警察学校に入校し10か月間初任科の教養訓練を受けた後、巡査として勤務につきます。
- 沖縄県以外の都県も沖縄県とほぼ同様ですが、詳しくは各都県にお問い合わせください。

8 給与等

- 初任給は、平成26年4月1日現在、下表のとおりで、経歴その他に応じてこの額以上になります。ほかに扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

	沖 縄 県	警 視 庁	千 葉 県
警察官A	197,200円	247,000円	228,980円

警察官 B	161,500円	208,000円	193,884円
-------	----------	----------	----------

(2) 警視庁については、平成26年1月1日現在の給料月額に地域手当を加えたもの（1,000円未満切り捨て）で、千葉県については、平成26年4月1日現在の給料月額に地域手当を加えたものです。

(3) 昇給は、原則として毎年1回行われます。また、勤務成績、研修成績が優秀な場合の特別昇給制度があります。

9 その他

各試験の詳細は、別に試験案内を配布します。

身体障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験を次のとおり行います。

平成26年 4月11日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

この採用選考試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、身体障害者の雇用の促進を図ることを目的として行うものです。

1 試験区分、採用予定数及び職務内容

試験区分	採用予定数	職務内容
一般事務	若干名	知事部局、教育委員会の本庁、出先機関等において、一般行政事務に従事します。 警察本部、警察署等において、一般事務、指紋等鑑定業務、犯罪状況分析事務等に従事します。

注1 点字受験を希望する方は、試験地及び試験時間が一部異なりますので、受験申込み前に必ず人事委員会事務局までお問い合わせください。

2 拡大文字による受験を希望する方は、受験申込み前に必ず人事委員会事務局までお問い合わせください。

2 受験資格

(1) 自力により通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能で、次のアからエまでのすべてに該当するもの。

ア 昭和57年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者

イ 申込日現在において、身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの者

ウ 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者

エ 沖縄県内に居住する者（通学のため一時的に県外に居住している者を含む。）

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 沖縄県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 日本の国籍を有しない者も受験できます（警察本部に採用される場合には日本国籍を有することが必要です。）。ただし、日本の国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わることとはできないとする公務員に関する基本原則に基づき任用されます。また、採用に当たっては、「就職が制限されない在留資格」であることが必要です。

3 試験の日時及び場所

試験	日 時	試験地	試験会場
		名護市	沖縄県北部合同庁舎

第1次試験	10月19日（日曜日）	那覇市	沖縄県立看護大学
	9時00分から11時30分まで	宮古島市	沖縄県宮古合同庁舎
		石垣市	沖縄県八重山合同庁舎
第2次試験	11月中旬を予定していますが、試験の日時、試験会場等については、第1次試験合格者に直接通知します。		

注 第1次試験の試験地及び試験会場は、都合により変更する場合がありますので、試験地及び試験会場は、受験票で確認してください。

4 試験の方法、配点等

試験は、第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験合格者について行います。

試験	試験種目 (配点)	内 容
第1次試験	教養試験 (100)	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式（40問）による高等学校卒業程度の筆記試験を行います。（2時間）
第2次試験	口述試験 (60)	主として人物についての個別面接による試験を行います。なお、個別面接の参考とするため適性検査を行います。
	作文試験 (30)	思考力、文章構成力及び表現力についての筆記試験（600字以内）を行います。（1時間）
資格調査	受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について調査します。	

注1 第1次試験における教養試験の得点は次の方法を用いて算出します。その結果、前述の配点を超える場合があります。

【得点の算出方法】

$$\text{得点（標準点）} = \frac{\text{各受験者の粗点（正解数）} - \text{各試験区分ごとの粗点の平均点}}{\text{各試験区分ごとの粗点の標準偏差}} \times 10 + 50$$

2 各試験種目には一定の基準があり、1つでも基準を満たさない試験種目がある場合は不合格となります。

5 受験手続

(1) 受験申込書の入手方法

直接受け取る方法	<p>沖縄県人事委員会事務局 [〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 県庁行政棟2階] [電話番号(098)866-2545]</p> <p>名護県税事務所 [〒905-0015 名護市大南1-13-11 沖縄県北部合同庁舎1階] [電話番号(0980)52-2834]</p> <p>コザ県税事務所 [〒904-2155 沖縄市美原1-6-34 沖縄県中部合同庁舎1階] [電話番号(098)894-6500]</p> <p>宮古事務所総務課 [〒906-0012 宮古島市平良西里1125 沖縄県宮古合同庁舎2階] [電話番号(0980)72-2551]</p> <p>八重山事務所総務課 [〒907-0002 石垣市真栄里438-1 沖縄県八重山合同庁舎2階] [電話番号(0980)82-3040]</p> <p>沖縄県東京事務所 [〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館10階] [電話番号(03)5212-9087]</p> <p>沖縄県大阪事務所 [〒530-0001 大阪市北区梅田1-1-3-2100 大阪駅前第3ビル21階] [電話番号(06)6344-6828]</p> <p>沖縄県名古屋情報センター [〒460-0008 名古屋市中区栄4-1-1 中部日本ビルディング4階] [電話番号(052)263-3618]</p>
ダウンロードで入手する方法	<p>沖縄県ホームページ (http://www.pref.okinawa.jp/) から受験申込書の様式をダウンロードすることができます。同ホームページの各種委員会等の欄から人事委員会を選択してください。なお、ダウンロード（印刷）がうまくできない場合は、直接受け取る方法によるか、又は郵便で入手する方法により受験申込書を請求してください。</p>

郵便で入手する方法	郵便で請求する場合は、沖縄県人事委員会事務局あての封筒の表に「選考試験試験受験申込書請求」と朱書し、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号241mm×335mm）を同封して送ってください。なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮してください。
-----------	---

(2) 受付期間、申込方法等

試験案内等配布開始日	7月7日（月曜日）
受 付 期 間	7月22日（火曜日）から8月4日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
受 付 時 間	9時から17時15分まで
受 験 票 の 交 付	受験資格審査等の結果、申込書を受理したときは10月中旬に受験票を郵送します。試験日の6日前（月曜日）までに受験票が到着しないときは、沖縄県人事委員会事務局（電話番号098-866-2545）に連絡してください。
申 込 先	沖縄県人事委員会事務局〔〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2〕
申 込 方 法	○受験申込書及び受験票に必要な事項を記入し、申込み前3か月以内に撮影した写真（タテ約4.0cm・ヨコ約3.0cm）と52円切手を所定のところに貼って提出してください。 ○郵便で申し込む場合には、上記申込先あての封筒（角形2号241mm×335mm）の表に「選考試験受験申込書在中」と朱書し、受験申込書及び受験票を折り曲げずに同封して、必ず簡易書留郵便で送ってください。なお、郵送の場合は、受付期間最終日までの消印のあるものだけに限り受け付けます。 ○身体障害者手帳の写しを受験申込書と併せて提出（同封）してください。

- 注1 申込み後は、第1次試験地の変更は認めません。
2 申込は窓口又は郵送のみになります。インターネットによる申込は出来ません。

6 合格者の発表

	発表期日	方 法
第1次試験合格者	10月31日（金曜日）	沖縄県人事委員会事務局の掲示板に掲示するほか、沖縄県ホームページ（ http://www.pref.okinawa.jp/ ）に掲載します。また、合格者に通知します。
最終合格者	11月下旬	

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、各任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、その中から任命権者は採用者を決定します。
- (2) 最終合格者の数は、年間の採用予定数と採用を辞退する者等の数を考慮して決定しますので、合格しても採用されないこともあります。
- (3) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。

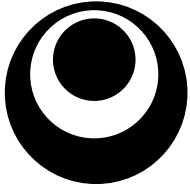
8 給与

初任給は、平成26年4月1日現在で、135,600円で、経歴その他に応じてこの額以上になります。ほかに扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

9 その他

試験の詳細は、別に試験案内を配布します。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号
---	--



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

平成26年度沖縄県一般会計予算、平成26年度沖縄県特別会計予算及び平成26年度沖縄県企業会計予算の要領

平成26年度沖繩県一般会計予算

平成26年度沖繩県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ723,922,000千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
 (債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。
 (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1 県	税		95,003,000 千円
		1 県民税	36,391,000
		2 事業税	15,765,000
		3 地方消費税	14,964,000
		4 不動産取得税	3,990,000
		5 果たばこ税	1,775,000
		6 ゴルフ場利用税	773,000
		7 自動車取得税	632,000
		8 軽油引取税	6,970,000
		9 自動車税	12,682,000
		10 鉱区税	7,000
		11 狩猟税	3,000
		12 石油価格調整税	997,000
		13 産業廃棄物税	54,000
2 地方消費税清算金			25,576,997
		1 地方消費税清算金	25,576,997
3 地方譲与税			21,303,030
		1 地方法人特別譲与税	20,576,258
		2 地方揮発油譲与税	575,055
		3 石油ガス譲与税	26,361
		4 航空機燃料譲与税	125,356
4 市町村たばこ税県交付金			331,806
		1 市町村たばこ税県交付金	331,806
5 地方特例交付金			198,550
		1 地方特例交付金	198,550
6 地方交付税			201,850,000
		1 地方交付税	201,850,000
7 交通安全対策特別交付金			374,000
		1 交通安全対策特別交付金	374,000

款	項	金 額
8 分担金及び負担金	1 分 担 金	1,081,703 千円
	2 負 担 金	988,727
9 使用料及び手数料	1 使 用 料	11,514,683
	2 手 数 料	8,938,478
	3 証 紙 収 入	249,163
10 国庫支出金		2,327,042
		241,231,314
	1 国庫負担金	40,424,634
11 財産収入	2 国庫補助金	199,330,589
	3 委託金	1,476,091
		2,367,660
12 寄附金	1 財産運用収入	1,485,157
	2 財産売却収入	882,503
13 繰入金	1 寄 附 金	6,646
		6,646
14 繰越金	1 特別会計繰入金	32,164,573
	2 基金繰入金	120,965
15 諸収入	1 繰 越 金	32,043,608
		1
16 県債	1 繰 越 金	1
	1 延滞金、加算金及び過料	22,888,737
	2 果 預 金 利 子	325,072
	3 公営企業貸付金元利収入	37,840
	4 貸付金元利収入	210,000
	5 受託事業収入	11,283,873
	6 収益事業収入	2,902,564
	7 利子割精算金収入	5,231,000
8 雑 債	231	
	入	2,898,157
		68,029,300
	債	68,029,300
	合 計	723,922,000

歳 出	款	項	金 額		
1 議会	会 費	1 議 会 費	1,357,121 千円		
			1,357,121		
		2 総務	務 費	1 総 務 管 理 費	80,541,412
				2 企 画 費	17,992,282
				3 徴 税 費	20,018,735
				4 市 町 村 振 興 費	4,692,746
5 選 挙 費	32,897,667				
3 民生	生 費	6 防 災 費	542,969		
		7 統 計 調 査 費	3,369,022		
		8 人 事 委 員 会 費	670,937		
		9 監 査 委 員 会 費	169,968		
			187,086		
			99,560,266		
		1 社 会 福 祉 費	64,082,558		
		2 児 童 福 祉 費	26,002,413		
		3 生 活 保 護 費	9,293,027		
4 衛生	生 費	4 災 害 救 助 費	182,268		
			29,318,076		
		1 公 衆 衛 生 費	13,819,190		
		2 環 境 衛 生 費	1,963,482		
5 労働	働 費	3 環 境 保 全 費	1,408,942		
		4 保 健 所 費	2,082,993		
		5 医 薬 費	4,406,289		
		6 保 健 衛 生 費	5,687,180		
			6,103,306		
			4,932,940		
		1,036,915			
		133,451			

款	項	金額
6 農林水産業費		61,711,127 千円
	1 農業費	21,802,295
	2 畜産費	2,410,212
	3 農地費	27,569,707
	4 林業費	1,794,889
7 商工業費	5 水産業費	8,134,024
		40,845,405
	1 商業費	7,353,243
	2 工鉱業費	24,261,444
	3 観光費	9,230,718
8 土木費		108,047,239
	1 土木管理費	26,836,215
	2 道路橋りょう費	32,996,911
	3 河川海岸費	6,635,570
	4 港湾費	10,245,358
	5 都市計画費	22,635,638
	6 住宅費	4,482,390
7 空港費	4,215,157	
9 警察費		31,786,203
	1 警察管理費	29,061,981
10 教育費	2 警察活動費	2,724,222
		158,077,258
	1 教育総務費	13,720,218
	2 小学校費	48,117,403
	3 中学校費	29,680,552
	4 高等学校費	45,054,156
	5 特別支援学校費	14,509,689
	6 社会教育費	2,952,595
7 保健体育費	1,648,314	
8 大	学	2,394,331

款	項	金額
11 災害復旧費		3,524,041 千円
	1 農林水産施設災害復旧費	2,029,710
	2 土木施設災害復旧費	1,427,957
12 公債費	3 教育施設災害復旧費	66,374
		72,662,957
13 諸支出金	1 公債費	72,662,957
		30,187,589
	1 ゴルフ場利用税交付金	541,711
	2 自動車取得税交付金	420,786
	3 公営企業費	667,236
	4 財政調整基金積立金	14,408
	5 果有施設整備基金積立金	929,133
	6 利子割交付金	322,325
	7 配当割交付金	170,467
	8 株式等譲渡所得割交付金	48,760
	9 利子割精算金	2,007
	10 退職手当基金積立金	7,943
	11 減債基金積立金	34,661
	12 地域振興基金積立金	413
	13 地方消費税交付金	12,849,401
14 地方消費税清算金	14,173,333	
15 特別会計等繰出金	5,005	
14 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出合計		723,922,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
私立学校等教育振興費	平成27年度から平成28年度まで	70,000 千円
賦課徴収費	平成27年度から平成31年度まで	502,387
庁舎公舎管理費	平成27年度から平成29年度まで	2,589
〔沖縄ライフサイエンス研究センター〕指定管理料	平成27年度	515
電子自治体推進事業費	平成27年度から平成31年度まで	584,167
通信施設維持管理費	平成27年度から平成28年度まで	4,080,799
通信対策事業費	平成27年度から平成28年度まで	5,364,500
医学臨床研修事業費	平成27年度	50,000
看護大学運営費	平成27年度から平成32年度まで	1,044
農業近代化資金等利子補給金	平成27年度から平成41年度まで	34,361
経営体育成資金融通等利子補給金	平成27年度から平成38年度まで	3,790
平成26年度に沖縄県農業協同組合及び全国農地保有合理化協会が沖縄県農業振興公社に融資したことによって損害を受けた場合の損失補償	平成26年度から平成36年度まで	沖縄県農業振興公社が事業を行うため金融機関等から資金を借り入れた場合の総額248,889千円に約定利息と損失が生じた場合の損失額及びその利息を加えた額を限度額とする。

事 項	期 間	限 度 額
漁業近代化資金利子補給金	平成27年度から平成41年度まで	11,543 千円
農業研究施設整備費	平成27年度から平成29年度まで	135,922
公共職業能力開発事業費	平成27年度	82,167
小規模企業者等設備貸与事業損失補償	平成27年度から平成35年度まで	12,000
機械類貸与事業損失補償	平成27年度から平成35年度まで	60,000
小規模企業対策資金損失補償	平成26年度から平成40年度まで	62,400
小口零細企業資金損失補償	平成26年度から平成40年度まで	26,000
ベンチャー支援資金損失補償	平成26年度から平成40年度まで	5,760
産業振興資金（企業立地推進貸付）損失補償	平成26年度から平成45年度まで	5,280
創業者支援資金損失補償	平成26年度から平成37年度まで	48,880
中小企業セーフティネット資金損失補償	平成26年度から平成37年度まで	84,000
新事業分野進出資金損失補償	平成26年度から平成40年度まで	15,840
資金繰り円滑化借換資金損失補償	平成26年度から平成40年度まで	288,000
〔沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター〕指定管理料	平成27年度から平成29年度まで	2,217
沖縄IT津梁パーク企業集積施設整備事業	平成27年度から平成39年度まで	7,025

事 項	期 間	限 度 額
航空機整備基地整備事業	平成27年度	9,324,517 千円
観光宣伝誘致強化費	平成27年度	1,759,947
「博物館・美術館」指定管理料	平成27年度	8,440
沖縄振興交付金（道路街路課） （国道449号本北道路）	平成27年度	700,000
沖縄振興交付金（道路街路課） （伊計平良川線（桃原橋））	平成27年度	225,000
公営住宅建設費	平成27年度から 平成28年度まで	1,943,831
空港管理運営費 （波照間・栗国空港用化学消防車）	平成27年度	100,000
空港管理運営費 （久米島空港用化学消防車）	平成27年度	110,070
県単離島空港整備事業費	平成27年度	516,052
事務局運営費 （県議会事務局）	平成27年度から 平成31年度まで	1,255
企画管理費 （教育情報ネットワーク推進事業費）	平成27年度	1,369
企画管理費 （教育情報化推進事業）	平成27年度から 平成31年度まで	163,987
教育用設備整備費	平成27年度から 平成31年度まで	711,276

事 項	期 間	限 度 額
学校建設費	平成27年度	1,216,044 千円
教育センター管理運営費	平成27年度から 平成28年度まで	3,542
「沖縄県立青少年の家」指定管理料	平成27年度から 平成29年度まで	6,179
情報管理費 （情報管理費）	平成27年度から 平成31年度まで	127,581
情報管理費 （IT化基盤整備事業）	平成27年度から 平成31年度まで	344,059

第3表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業	382,500	(借入方法)	年9%以内	償還期間は、据置期間
地域総合整備資金貸付事業	1,000,000	証書借入又	(ただし、	を含め30年以内とする。
沖縄振興特別推進交付金事業	3,890,500	は証券発行	利率見直し	償還方法は、元利均等、
総合行政情報通信ネットワーク	3,527,000	による。	方式で借り	元金均等等による。
高度化事業	12,800	発行価格が	入れる資金	ただし、財政の都合に
石綿健康救済制度推進事業	324,300	額面金額を	についで、	より、据置期間中であつ
老人福祉施設整備事業	432,400	下回るとき	利率の見直	ても繰上償還し、償還
社会福祉施設整備事業	13,691,100	は、その発	しを行った	年限を変更し、又は借
公共事業等	948,800	行差額をう	後において	り換えることができる。
県営住宅建設事業	116,400	めるため必	は、当該見	
県単道路整備事業	502,200	要な金額を	直し後の利	
県単河川等整備事業	385,600	これに加算	率)	
県単離島空港整備事業	1,811,100	した金額と		
高等学校施設整備事業	246,400	することが		
特別支援学校施設整備事業	36,300	できる。		
警察庁舎等施設整備事業	327,000	(借入時期)		
交通安全施設整備事業	894,900	平成26年度。		
災害復旧事業	39,500,000	ただし、事		
臨時財政対策債		業その他の		
		都合により、		
		その一部又		
		は全部を後		
		年度に繰り		
		延べて起債		
		することが		
		できる。		
合 計	68,029,300			

平成26年度沖縄県農業改良資金特別会計予算

平成26年度沖縄県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107,729千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1 繰 入	金		574 千円
		1 一 般 会 計 繰 入 金	574
2 繰 越	金		81,366
		1 繰 越 金	81,366
3 諸 収 入			25,789
		1 貸 付 金 元 利 収 入	25,513
歳 入		合 計	276
			107,729
歳 出		項 目	金 額
1 農 林 水 産 業 費			102,339 千円
		1 農 業 費	102,339
2 公 債 費			3,593
		1 公 債 費	3,593
3 繰 出 金			1,797
		1 繰 出 金	1,797
歳 出		合 計	107,729

平成26年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成26年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ842,949千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入		項	金額
1 繰越	金	繰越	160,810 千円
		金	160,810
2 諸収	入	1 繰越	682,139
		1 貸付金元利収入	682,139
歳入		合計	842,949
歳出		項	金額
1 商工	費	繰越	168,466 千円
		1 商業費	168,466
2 公債	費	繰越	674,483
		1 公債費	674,483
歳出		合計	842,949

平成26年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算

平成26年度沖縄県中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ500,163千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	繰越金		129,877 千円
		1 繰越金	129,877
2	諸収入		370,286
		1 貸付金元利収入	370,286
歳 入		合 計	500,163
歳 出		項 目	金 額
1	中小企業振興費		500,163 千円
		1 中小企業振興費	500,163
歳 出		合 計	500,163

平成26年度沖縄県下地島空港特別会計予算

平成26年度沖縄県下地島空港特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ356,647千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1 使用料及び手数料			188,889 千円
2 財産収入		1 使用料	188,889
			4,183
		1 財産運用収入	4,181
		2 財産売却収入	2
3 繰入金			157,259
		1 一般会計繰入金	157,259
4 繰越金			1
		1 繰越金	1
5 諸収入			6,315
		1 雑収入	6,315
歳入	合計		356,647
歳出	款	項	金額
1 土木費			356,647 千円
		1 空港費	356,647
歳出	合計		356,647

平成26年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成26年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ159,772千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入		項	金	額
1	繰入	金		3,201 千円
		1 一般会計繰入金		3,201
2	繰越	金		38,860
		1 繰越金		38,860
3	諸収	入		117,711
		1 貸付金元利収入		116,961
		2 雑収入		750
歳入		合計		159,772

歳出		項	金	額
1	民生費			159,772 千円
		1 母子寡婦福祉費		159,772
歳出		合計		159,772

平成26年度沖縄県下水道事業特別会計予算

平成26年度沖縄県下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,095,212千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。
(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入		項	金額
1	分担金及び負担金		5,703,485 千円
		1 負担金	5,703,485
2	使用料及び手数料		660
		1 使用料	660
3	国庫支出金		5,952,000
		1 国庫補助金	5,952,000
4	財産収入		319
		1 財産運用収入	319
5	繰入金		882,588
		1 一般会計繰入金	882,588
6	繰越金		348,537
		1 繰越金	348,537
7	諸収入		18,223
		1 雑収入	18,223
8	果債		1,189,400
		1 果債	1,189,400
	歳入	合計	14,095,212
歳出			
款		項	金額
1	土木費		12,755,342 千円
		1 都市計画費	12,755,342
2	公債費		1,339,870
		1 公債費	1,339,870
	歳出	合計	14,095,212

第 2 表 債務負担行為

事	項	期	間	限度額
	中部流域下水道建設費		平成27年度	4,935,000 千円
	中城湾流域下水道建設費		平成27年度	453,000

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下 水 道 事 業	千円 1,189,400	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができ。(借入時期) 平成26年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年9%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	1,189,400			

平成26年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算

平成26年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ256,659千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1	国庫支出金		100,772 千円
		1 委託金	100,772
2	財産収入		19,450
		1 財産運用収入	19,450
3	繰越金		136,435
		1 繰越金	136,435
4	諸収入		2
		1 雑入	2
	歳入	合計	256,659
歳出	款	項	金額
1	土地管理業務費		127,613 千円
		1 土地管理業務費	127,613
2	予備費		129,046
		1 予備費	129,046
	歳入	合計	256,659

平成26年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成26年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ153,160千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	繰越金	繰越金	128,696 千円
		繰越金	128,696
2	諸収入	1 繰越金	24,464
		2 果預金	125
		3 貸付金	23,266
歳 入		合 計	1,073
			153,160

歳 出		項 目	金 額
1	農林水産業費	水産業費	153,160 千円
		水産業費	153,160
歳 出		合 計	153,160

平成26年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算

平成26年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,027,325千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。
(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1	使用料及び手数料		210,911 千円
2	繰入金	1 使用料	210,911
		1 一般会計繰入金	616,855
3	繰越金	1 繰越金	1
4	諸収入	1 繰入金	70,658
5	果債	1 雑入	70,658
		1 果債	128,900
	歳入	合計	1,027,325
歳出	款	項	金額
1	中央卸売市場事業費		931,424 千円
2	公債費	1 中央卸売市場事業費	931,424
		1 公債費	95,901
	歳出	合計	1,027,325

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央卸売市場 施設整備事業	千円 128,900	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができ。(借入時期) 平成26年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年9%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等による。 ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合計	128,900			

平成26年度沖繩県林業改善資金特別会計予算

平成26年度沖繩県林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,838千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項	金 額
1	繰 入 金		660 千円
		1 一 般 会 計 繰 入 金	660
2	繰 越 金		7,342
		1 繰 越 金	7,342
3	諸 収 入		7,836
		1 貸 付 金 元 利 収 入	7,836
	歳 入	合 計	15,838
歳 出		項	金 額
1	農 林 水 産 業 費		15,838 千円
		1 林 業 費	15,838
	歳 出	合 計	15,838

平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業
特別会計予算

平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,843,629千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができ
る地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」
による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		項	金額
1	財産収入		729,574 千円
		1 財産売却収入	684,321
		2 財産運用収入	45,253
2	繰越金		1
		1 繰越金	1
3	雑収入		227
		1 雑収入	227
4	果債		2,113,827
		1 果債	2,113,827
	歳入	合計	2,843,629
歳出		項	金額
1	商工費		43,654 千円
		1 工鉱業費	43,654
2	公債費		2,799,975
		1 公債費	2,799,975
	歳出	合計	2,843,629

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中城湾港 (新港地区) 臨海部土地 造成事業	千円 149,600	(借入方法) 証書借入又は証券 券発行による。証 発行価格が額面 金額を下回ると きは、その発行 差額をうめるた め必要な金額を これに加算した 金額とすること ができる。 (借入時期) 平成26年度。た だし、事業その 他の都合により、 その一部又は全 部を後年度に繰 り延べて起債す ることができる。	年9%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	償還期間は、据置期間を含め30年 以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等 等による。 ただし、財政の都合により、据置 期間中であっても繰上償還し、償 還年限を変更し、又は借り換える ことができる。
合 計	149,600			

平成26年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算

平成26年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ512,579千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		項	金額
1	使用料及び手数料		123,394 千円
		1 使用料	123,394
2	繰入金		108,248
		1 一般会計繰入金	108,248
3	繰越金		6,337
		1 繰越金	6,337
4	県債		274,600
		1 県債	274,600
	歳入	合計	512,579
歳出		項	金額
1	土木費		69,485 千円
		1 港湾費	69,485
2	公債費		443,094
		1 公債費	443,094
	歳出	合計	512,579

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
宜野湾港施設整備事業	千円 180,300	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができ、(借入時期)平成26年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)。	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等、等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合計	180,300			

平成26年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区
特別会計予算

平成26年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ276,333千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	使用及び手数料		170,675 千円
		1 使用料	170,675
2	繰入金		14,633
		1 一般会計繰入金	14,633
3	繰越金		4,288
		1 繰越金	4,288
4	諸収入		86,737
		1 雑収入	86,736
		2 延滞金、加算金及び過料	1
	歳 入	合 計	276,333
歳 出		項 目	金 額
1	商工費		196,580 千円
		1 商業費	196,580
2	公債費		79,753
		1 公債費	79,753
	歳 出	合 計	276,333

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
「沖縄国際物流拠点産業集積地域域那覇地区」指定管理料	平成27年度		1,596 千円

平成26年度沖縄県産業振興基金特別会計予算

平成26年度沖縄県産業振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ388,467千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入		項	金額
1	財産収入		126,546 千円
		1 財産運用収入	126,546
2	繰越金		20,460
		1 繰越金	20,460
3	繰入金		241,461
		1 基金繰入金	241,461
	歳入	合計	388,467
歳出		項	金額
1	産業振興費		388,467 千円
		1 産業振興費	388,467
	歳出	合計	388,467

平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算

平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ498,815千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。
（地方債）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入		項	金額
1	使用料及び手数料		77,864 千円
2	繰入金	1 使用料	77,864
		1 一般会計繰入金	213,359
3	繰越金		213,359
		1 繰越金	29,092
		1 繰越金	29,092
4	果債		178,500
		1 果債	178,500
	歳入	合計	498,815
歳出		項	金額
1	土木費		217,924 千円
		1 港湾費	217,924
2	公債費		280,891
		1 公債費	280,891
	歳出	合計	498,815

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中城湾港整備事業	千円 178,500	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができ、(借入時期)平成26年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合計	178,500			

平成26年度沖繩県中城湾港マリリン・タウン特別会計予算

平成26年度沖繩県中城湾港マリリン・タウン特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,411,835千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができ
る地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」
による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		項	金額
1	財産収入		299,559 千円
		1 財産売却収入	299,559
2	繰入金		525,000
		1 一般会計繰入金	525,000
3	繰越金		18,776
		1 繰越金	18,776
4	諸収入		1,300
		1 雑収入	1,300
5	果債		1,567,200
		1 果債	1,567,200
歳入合計			2,411,835
歳出		項	金額
1	土木費		636,101 千円
		1 港湾費	636,101
2	公債費		1,775,734
		1 公債費	1,775,734
歳出合計			2,411,835

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中城湾港 マリン・タウン 整備事業	千円 295,900	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができ。 (借入時期) 平成26年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年9%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	295,900			

平成26年度沖縄県駐車場事業特別会計予算

平成26年度沖縄県駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ138,608千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。
(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		項	金額
1	繰入金		49,217 千円
2	諸収入	1 一般会計繰入金	49,217
		1 雑入	66,391
		1 雑債	66,391
3	県債		23,000
		1 県債	23,000
	歳入	合計	138,608
歳出		項	金額
1	土木費		26,261 千円
		1 道路橋りょう費	26,261
2	公債費		112,347
		1 公債費	112,347
	歳出	合計	138,608

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
駐車場整備事業	千円 23,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができ。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率) (借入時期) 平成26年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合計	23,000			

平成26年度沖繩県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業
特別会計予算

平成26年度沖繩県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ349,825千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができ
る地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」
による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1 繰越	金		125 千円
2 県	債	1 繰越金	125
		1 県債	349,700
	歳入	合計	349,825
歳出	款	項	金額
1 公	債費		349,825 千円
		1 公債費	349,825
	歳出	合計	349,825

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中城湾港 (泡瀬地区) 臨海部土地 造成事業	千円 105,300	(借入方法) 証書借入又は証券 発行による。額面 発行価格が額面 金額を下回ると きは、その発行 差額をうめるた め必要な金額を これに加算した 金額とすること ができる。 (借入時期) 平成26年度。た だし、事業その 他の都合により、 その一部又は全 部を後年度に繰 り延べて起債す ることができる。	年9%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行つた 後において は、当該見 直し後の利 率)	償還期間は、据置期間を含め30年 以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等 等による。 ただし、財政の都合により、据置 期間中であっても繰上償還し、償 還年限を変更し、又は借り換える ことができる。
合 計	105,300			

平成26年度沖縄県公債管理特別会計予算

平成26年度沖縄県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ82,809,184千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができ
る地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」
による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		項	金額
1 繰入金	金		千円 72,609,184
		1 一般会計繰入金	72,609,184
2 県債	債		10,200,000
		1 県債	10,200,000
歳入		合計	82,809,184
歳出		項	金額
1 公債	費		千円 82,809,184
		1 公債	82,809,184
歳出		合計	82,809,184

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 10,200,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができ。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め25年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合計	10,200,000	(借入時期) 平成26年度		

平成26年度沖繩県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度沖繩県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	2,188 床
(2) 年間患者数	1,512,324 人
入院	707,013
外来	805,311
入院	740,527
診療所	64,784
(3) 一日平均患者数	
入院	1,987 人
外来	3,314
入院	3,047
診療所	267
(4) 主要な建設改良事業	
北部病院研修医宿舎等確保事業	205,687 千円
新八重山病院基本・実施設計等事業	247,535

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第1款 病院事業収益	53,556,139 千円
第1項 医療収益	46,241,211
第2項 医療外収益	7,125,671
第3項 特別利益	189,257
支出	
第1款 病院事業費用	55,916,877 千円
第1項 医療費用	51,894,724
第2項 医療外費用	1,002,299

第3項 特別損失

3,069,854

第4項 予備費

10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,353,713千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする)。

収入

第1款 資本的収入

3,213,174 千円

第1項 企業債

1,390,500

第2項 他会計負担金

1,810,281

第3項 国庫補助金

12,393

支出

第1款 資本的支出

5,566,887 千円

第1項 建設改良費

1,792,711

第2項 企業債償還金

3,174,174

第3項 他会計からの長期借入金償還金

600,000

第4項 無形固定資産

1

第5項 国庫補助返還金

1

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的 県立病院及び附属診療所の施設整備、資産購入

2 限度額 1,390,500千円

3 起債の方法 証券借入又は証券発行

借入時期は、平成26年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起

債額の一部又は全部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。

4 利率 年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率

の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

5 償還の方法 据置期間を含め30年以内に元利均等又は元金均等にて償還する。

ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年

限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における医業費用、医業外費用及び特別損失相互間の流用
 (2) 資本的支出における建設改良費、企業償還金、無形固定資産及び国庫補助返還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
 職員給与費 30,914,226千円
 (他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,835,901千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、9,980,373千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産	種類	名称	数量
	器械備品	血管造影X線撮影装置	1
	器械備品	人工心肺装置	1

平成26年度沖縄県水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度沖縄県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水対象	那覇市ほか20市町村及び1企業団
(2) 当年度総給水量	149,790 千 ³
(3) 一日平均給水量	410 千 ³
(4) 主要な建設改良事業	13,738,017 千円
イ 導送水施設整備事業	8,034,334
ロ 北谷浄水場施設整備事業	4,471,163
ハ 石川浄水場高度浄水処理施設建設事業	1,232,520

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		支出	
第1款 水道事業収益	29,574,504 千円	第1款 水道事業費用	30,007,710 千円
第1項 営業収益	16,542,005	第1項 営業費用	27,566,765
第2項 営業外収益	12,923,926	第2項 営業外費用	2,004,931
第3項 特別利益	108,573	第3項 特別損失	431,014
		第4項 予備費	5,000
		(資本的収入及び支出)	

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,062,526千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額345,864千円、過年度分損益勘定留保資金2,945,235千円及び減価償立金1,771,427千円で補てんするものとする。)

収	入	
第1款 資本的収入	14,027,810 千円	
第1項 企業債	2,905,000	
第2項 国庫補助金	10,722,469	
第3項 他会計補助金	399,995	
第4項 固定資産売却代金	1	
第5項 その他資本的収入	345	
支 出		
第1款 資本的支出	19,090,336 千円	
第1項 建設改良費	14,902,873	
第2項 企業債償還金	3,845,521	
第3項 国庫補助金返還金	41,942	
第4項 投資	300,000	
(債務負担行為)		
第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。		
事項	期間	限度額
導送水施設整備事業	平成27年度	3,522,542 千円
北谷浄水場施設整備事業	平成27年度	2,069,472 千円
名護浄水場施設整備事業	平成27年度	576,960 千円
数久田地内導送水管移設事業	平成27年度	399,953 千円
(企業債)		
第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。		
1 起債の目的	取水、貯水、導水、浄水、送水施設整備事業	
2 限度額	2,905,000千円	
3 起債の方法	証書借入又は証券発行	
4 利率	年9%以内	
5 償還の方法	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	
(一時借入金)		
第7条 一時借入金の限度額は、9,000,000千円と定める。		

(予定支出の各項の経費の金額の流用)	
第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。	
(1) 水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用	
(2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、国庫補助金返還金及び投資相互間の流用	
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)	
第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。	
(1) 職員給与費	2,423,199 千円
(2) 交際費	150 千円
(他会計からの補助金)	
第10条 臨時財政特別債等の償還等に要する経費等に於てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、572,369千円である。	
(たな卸資産購入限度額)	
第11条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。	
(重要な資産の取得及び処分)	
第12条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。	
1 処分する資産	種類 名称 数量 処分の態様
	構築物 送水管 2,898.8m 譲与

平成26年度沖繩県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度沖繩県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水対象	95 事業所
(2) 当年度総給水量	7,300 千 m^3
(3) 一日平均給水量	20 千 m^3
(4) 主要な建設改良事業	189,665 千円
小那覇増圧ポンプ場改良事業	144,350
糸満工業団地配水管布設事業	45,315

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		支出	
第1款 工業用水道事業収益	703,980 千円	第1款 工業用水道事業費用	692,375 千円
第1項 営業収益	282,703	第1項 営業費用	668,983
第2項 営業外収益	421,276	第2項 営業外費用	15,266
第3項 特別利益	1	第3項 特別損失	7,626
		第4項 予備費	500
		(資本的収入及び支出)	

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額234,727千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額13,614千円、過年度分損益勘定留保資金32,169千円、当年度分損益勘定留保資金31,385千円、減価償立金38,465千円及び当年度未処分利益剰余金処分額119,144千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	72,922 千円
第1項 他会計補助金	22,992
第2項 固定資産売却代金	1
第3項 投資償還金	49,929
第1款 資本的支出	307,649 千円
第1項 建設改良費	196,192
第2項 企業債償還金	61,456
第3項 国庫補助金返還金	1
第4項 投資	50,000
(一時借入金)	

第5条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 工業用水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、国庫補助金返還金及び投資相互間の流用

流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費
(他会計からの補助金)
37,608 千円

第8条 一般会計等からこの会計へ補助を受ける金額は、94,867千円である。

(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち119,144千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 建設改良積立金
119,144 千円

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--